《訂正表》

『司法書士 コンプリート 8 刑法』において,以下の様な誤りが判明いたしました。 お客様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げると共に,下記の様に修正いただく ようお願い申し上げます。 (平成21年6月17日更新)

፟ዾ東京法経学院

訂正箇所	誤	正
p 91 [例題 1] 2 行目	C の花瓶を <u>A</u> に対して	C の花瓶を <u>B</u> に対して
p 150 【論点】	B 説 制限従属性 C 説 極端従属性	B 説 制限従属性 <u>説</u> C 説 極端従属性 <u>説</u>
p 153 5 罫線内(2)	教唆者が犯罪を…	<u>被</u> 教唆者が犯罪を…
p 154 (2)	教唆者が犯罪を…	<u>被</u> 教唆者が犯罪を…
p 157 8 4 行目	…拘留又は科料のみに あたる罪の <u>教唆</u> 犯は…	…拘留又は科料のみに あたる罪の <u>従</u> 犯は…
p 184 罫線内 第18条第 6 項から 第 8 項を右記と差 し替え	6 罰金又は科料の一部を納付し の残額を留置一日の割合に相当す 数に一日未満の端数を生じるとき	

^{*}下線部分が訂正箇所です。